

2025年度 大谷大学自己点検・評価報告書（チェックシート）

基準7 学生支援

評価項目①		学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。			
視点	内容	点検結果		当年度の評価項目に対する実施状況／前年度からの変更／その他特記事項 《箇条書きで記入／適宜、根拠資料を用いて説明》	
		前年度	当年度		
評価の視点1	学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。	○	○	■「学生支援に関する方針」及び「障がい学生支援に関する方針」を具現化するために、学生支援部（教務課、学生支援課、キャリアセンター）、教育推進室、総合研究室、学習支援室（LEARNING SQUARE）、語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）、実習支援センター、保健室、学生相談室、人権センター、教職支援センター、仏教教育センターを設置し、教職員を配置するほか、場合によっては専門家への業務の委嘱も行っている。また、委員会として、学生支援委員会（その下部組織として学生部会とキャリア部会）、資格取得課程委員会、障がい学生支援委員会や人権委員会等を置いており、連携のもと包括的に学生支援にあたっている（資料25-7-1）。	
評価の視点2	各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。			■障がい学生支援に関して、障害者差別解消法により合理的配慮の提供が義務化されたことや、教育的支援・配慮内容の多様化に対応すべく、2022年4月から障がい学生支援アドバイザーを外部に委嘱している。また本学職員としては、2024年4月から障がい学生支援コーディネーターという呼称をもって、対外的な調整業務を担当する者を配置している。 ■リメディアル教育を行う組織として「学習支援室（LEARNING SQUARE）」を設置している。学習支援室には、主に本学学生の特性をよく理解している本学任期制助教経験者や非常勤講師を学習支援アドバイザーとして採用し、常駐の体制で個別指導を行っている。	

		○	○	■人権に関する教育、研究及び啓発、並びに教育・研究の場にふさわしい環境づくり、人権問題への対応及び人権相談を行う組織として人権センターを設置している。センターの運営にあたっては、人権相談を担当する人権センター員として専任の教育職員がこれにあたり、人権学習会の企画立案・運営を教育職員、事務職員からなる推進委員がこれにあっている。2025年度より、「人権センター活動報告書」の検証を踏まえ、人権相談業務や人権センター員のサポートを担当していただく相談業務専門家1名を加え、相談体制の刷新を行った。 ■教職をめざす学生を支援するための部署として学生支援部教務課に「教職支援センター」を設置し、事務職員4名、教職アドバイザー（学校長経験者、地方自治体教育委員会における人事採用担当経験者）4名を配置している。 ■保健室では非常勤の校医2名（精神科校医1名を含む）と常勤の看護師1名・保健師1名の体制で、応急処置だけではなく、健康相談や健康情報の提供、健康診断後の保健指導、近隣病院の紹介等を行っている。 ■学生相談室では、学生の悩みや不安の相談に応じるために臨床心理士や大学カウンセラーの資格を有する学生相談員6名、精神科校医1名が常駐している。また、精神科校医による医療相談を月に2回行っている（資料25-7-2）。
評価の視点3	学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。	○	○	■学内ポータルサイトを活用し、学生支援に関する情報を学生に提供している。また、より一層周知徹底を図る場合にはガイダンスや説明会等を実施している。
評価の視点4 〔修学支援 （学習面）〕	学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。	○	○	■教育課程を側面から支援する組織としては、リメディアル教育に配慮しつつ大学での学習を全般的にサポートする学習支援室（LEARNING SQUARE）を設置している。学習支援室は、基礎学力向上のためのサポートスペースと位置付けており、英語とレポート作成の指導を中心に、基礎学力の向上をめざしている。学習支援室には、主任アドバイザーを含め10名の学習支援アドバイザーがシフト勤務で常駐し、学生たちの困りごと・相談に対応し、個別指導も行っている。これらアドバイザーの多くは初年次の英語の授業を担当し、サポートが必要な学生が学習支援室につながる仕組みを取っている。また初年次授業「学びの発見」において文章作成のサポートが必要な学生を見極め、学習支援室が運営する正課授業「日本語表現（入門）」の受講を促している。 ■こうした取組を積極的に進める一方で、一時的ではあるが定期試験前に学習支援室前に順番待ちの列ができるなど指導スペースが狭窄となる問題が発生している。学習支援機能の集約・移転の観点から検討を進める必要がある。 ■大学院における留学生の日本語教育支援については、大学院教育における課題と位置づけられるため、「基準4 教育・学習」評価項目③-評価の視点3 において詳述する。

評価の視点5 〔修学支援 (学習面)〕	障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。	○	○ ■障がいのある学生の修学支援については、部署間での連携が重要であるため、本学では2009年度より学生支援課、保健室を中心に「障がい学生担当者会議」を開催してきた。参加部署は、学生支援課、保健室、入学センター、教務課、キャリアセンター、総務課、教育研究支援課及び図書・博物館課である。この会議体を母体として2022年度に学生支援課に障がい学生支援横断型チームを発足した。発足後は横断型チームが中心となり障がいのある学生の修学支援を行っている（資料25-7-3）。 ■障がいのある学生の修学支援に関して、障害者差別解消法による合理的配慮提供の義務化や、教育的支援・配慮内容の多様化に対応すべく、校医、障がい学生支援コーディネーターによる学生との面談を行い、学生の実態に応じた修学支援を行っている。また、判断等難しい場合は、障がい学生アドバイザーのアドバイスのもと適切に支援を行っている（資料25-7-4）。 ■留学生の受け入れについては、正規課程で学位取得を目指す正規留学生以外に、将来的に大学院等（他大学を含む）への進学を目指すために学ぶ外国人留学研究生（非正規留学生）の受け入れを行っている。これら留学生への支援に対しては、教育研究支援課が中心となり、定期的に関係部署とミーティングを実施し、国際交流や留学生等についての情報共有を行い支援にあたっている。 ■留学生を本学に受け入れる際には、必ずオリエンテーションを行っている。本学での履修等の教学面の内容とともに日本における在留資格や生活面等の内容を中心に実施している。また、留学生にも本学の学生支援体制として必ず指導教員を配置している。正規留学生は、一般の日本人学生と同様に指導教員の演習科目を必ず受講している。外国人留学研究生に関しては、指導教員からの個人指導を週1回必ず受けることとしている。このように指導体制を整えることで、留学生等が本学での修学に関して安心して過ごすことができるよう支援している。
評価の視点6 〔修学支援 (学習面)〕	学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。	○	○ ■退学希望者、留年者及び休学者の状況把握と対処については、履修科目の成績を管理する教務課と学生生活全般の支援を担当する学生支援課が中心となり、学科や指導教員と連携して行っている。 ■成績不振による中途退学の予防、可能性の早期発見に取り組んでいる。具体的には、成績不振によって、本人や保護者から休学や退学などの相談が寄せられた場合、学生支援課内での相談にとどまらず、必ず指導教員及び教務課と連携し、必要な指導・支援ができるようにしている。必要に応じて、保健室や学生相談室につなぐことで、学業継続の支援をしている。また、それらの内容は、指導教員を含む学科教員全体に対して学内グループウェアにて連絡し、学生支援部へは学生支援システムへ入力して共有しながら学生への支援に役立てている（資料25-7-5 pp.4-5）。 ■退学希望者、留年者及び休学者の状況把握のためには、兆候がみられる学生の早期発見も重要である。特に入学直後は重要と考え、指導教員体制をとっていることを生かして、指導教員と学生が関係構築できるように「新入生学科別茶話会」を毎年のオリエンテーション期間中に実施している。指導教員と学生が懇談する機会を創出し、大学での学修と生活の両面から状況を確認している（資料25-7-6）。

				■全学生に対して、前期と後期に長期欠席者調査を毎年実施している。調査は、各学期開始時に指導教員が担当する演習科目の欠席回数に対して行っており、欠席の多い学生については連帯保証人に書面にて連絡している。2024年度からは、連帯保証人への連絡の際に、連帯保証人対象のアンケートを同封し、状況把握及び指導教員との面談の希望有無について確認し、指導教員と保護者との連携をより強化した。また、長期欠席の状況を学生部会において検証し、大学運営会議、教授会へ報告し、それらの会議体において出された意見等をもとに学生部会において休退学防止に向けた検討、改善を行っている（資料25-7-7）。 ■学生からの休退学の相談が学生支援課窓口にあった場合は、休退学の理由を聞きとり、経済的な理由であれば奨学金等制度の紹介、精神的な理由であれば学生相談室の紹介等、幅広い支援を行っている。
評価の視点7 〔修学支援 （学習面）〕	遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。	○	○	■障がい学生に対し、個々の状況や授業内容に沿って、ICT機器を使用した支援を行っている。主な支援機器として、ロジャーペン、iPad、リーディングトラッカー、アプリとしてUDトークなどがある。支援にあたっては、卒業後の社会参画を視野に、書籍・授業資料のテキスト化を進め、ICT機器を使用した学修活動が取り組めるようサポートを行っている（資料25-7-3 pp.126-127）。 ■学内に情報処理教室を8室完備し、授業での使用や授業で使用しない時間帯に学生が自由に使用できるように開放している。総合研究室、図書館では教育・研究活動に利用できるパソコンの貸し出しを行っている。このことにより、パソコンを所持していない又は大学に持参していない学生の受講環境を整えている。またキャリアセンター、GLOBAL SQUARE、教職支援センターでは、就職活動のオンライン面接、教職課程や語学学習に利用できるパソコンを用意し、学生への貸し出しを行っている（資料25-7-3 pp.96-99）。
評価の視点8 〔修学支援 （学習面）〕	ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。	○	○	■対面による授業を原則としているが、現代総合科目に「ICT入門」を開講し、オンライン授業（オンデマンド型）による授業を実施している。新入生には、安価に設定した大学推奨のノートパソコンを案内している（資料25-7-8）。また所持していない場合のサポートについては、情報処理教室（授業使用時間を除く）を全学生に開放するとともに、総合研究室内ではノートパソコンの貸出を行い、オンライン授業（オンデマンド型）の受講サポートを行っている（資料25-7-3 p.p.96-99）。 ■学内にLMS（OTANI UNIPA）を導入することにより、時間や距離に関係なく、授業や演習（ゼミ）等における教員と学生間のコミュニケーションが行えるようサポートしている（資料25-7-5 p.p.4-5）。

評価の視点9 〔修学支援 （経済面）〕	学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。	○	○	■奨学金その他の経済的支援の整備として、給付及び貸与している奨学金等の概要と採用人数を『奨学金ガイドブック』に示している（資料25-7-9）。 ■自宅が天災等で被害を受けた場合に学費を免除又は減額する制度や、経済的理由により修学が困難な学生に対して学費の納入期日を延期できる制度がある。これらの制度と奨学金を組み合わせることで学生への経済的支援を行っている。特に、2024年1月に発生した能登半島地震の際には、石川県・富山県・福井県出身の学生を中心に全学生に対してその被害状況を大学で確認の上、甚大な被害があったと認められた7名（2023年度1名、2024年度6名）の学生に対して、学内規程に則り学費減免を行った。 ■2024年度には、総務省が示す「災害救助法による住宅の修理制度の拡充」に基づき、新たな基準として「準半壊」を設け、対象の範囲を拡充し、学生のさらなる支援を行った。
評価の視点10 〔生活支援〕	学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談を、学生の実態に応じて行っているか。	○	○	■学生の心身の健康、保健衛生、及び安全に係る指導・相談に応じる組織として、学生支援課が所管している学生相談室と保健室がある。学生相談室では、学生の悩みや不安の相談に応じるために臨床心理士や大学カウンセラーの資格を持った学生相談員が常駐しており、精神科校医による医療相談を月に2回行っている（資料25-7-2）。 ■学生相談室においては、近年の学生の多様化及び支援が必要な学生の増加により、学生相談室の利用者数及び相談件数が増えていたことから、2021年度に学生相談員（男性）を1名増員した。また、利用者数増に伴い、女子学生からの相談、女性カウンセラーを希望する学生が増えてきたことから、2023年度からは女性の学生相談員1名を増員し6名の体制とした（資料25-7-10）。 ■保健室では非常勤の校医2名（精神科校医1名を含む）と常勤の看護師1名・保健師1名の体制で、応急処置だけではなく、健康相談や健康情報の提供、健康診断後の保健指導、近隣病院の紹介等を行っている。
評価の視点11 〔生活支援〕	学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。	○	○	■前期、後期にゼミ・クラス懇談会をゼミ・クラス単位で行っている。また、その取組への支援として、ゼミ・クラスの学生数及び担当教員を対象に1名あたり1,000円の補助を行っている。 ■退学希望者、留年者及び休学者の状況把握のためには、兆候がみられる学生の早期発見も重要である。特に入学直後は重要と考え、指導教員体制をとっていることを生かして、指導教員と学生が関係構築できるように「新入生学科別茶話会」を毎年のオリエンテーション期間中に実施することで懇談する機会を創出し、大学での学修と生活の両面から状況を確認している（資料25-7-6）。 ■2024年度に引き続き2025年度においても、学生会、新入生歓迎実行委員会が中心となり、新入生の友人づくりや課外活動団体加入の検討機会を増やすことを目的として、親睦会イベント「ひまわり」を実施した。本学体育館にて、レクリエーション大会（玉入れ、綱引きなど）を5月に実施した。この「ひまわり」実施に際しては、学生の自主性、主体性を尊重しつつ、適切な支援を行った（資料25-7-11）。

評価の視点12 〔進路支援〕	各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。	○	■現在、キャリアデザイン概論、キャリアデザイン実践を現代総合科目に開講しキャリア教育を行っているが、早期からの段階的な学修を可能とするため、対象学年、授業内容等を2025年度に検討した結果、2026年度からは、キャリアデザイン基礎、キャリアデザイン実践、キャリアデザイン・アドバンスの3科目を履修対象学年を厳格化して開講することとなった（資料25-7-12）。 ■低学年へ向けた早期からのキャリア形成支援として、海外又は京都で活躍する企業を知することを目的に、「1DAYオフィス訪問 国際的な仕事に関する企業を巡ろう」及び「文学・文化・歴史を次世代へつなげている企業を巡ろう」を7月に実施した（資料25-7-13-1～2）。また、新入生には、自分の長所や短所を知り、目標設定をして学業や課外活動に取り組むことなどを意識づけるため、「GPS-Academic（アセスメントテスト）」の受検結果をもとにしたガイダンスを開催した。第3学年も、第1学年からの成長を知り、就職活動や卒業後は社会人となることにつなげるため、GPS-Academicの受検結果をもとにガイダンスを開催した（資料25-7-14-1～2）。 ■UIターン就職を希望する学生への支援としては、自治体の担当者を学内に招いて、UIターン相談会を開催している。また、自治体と就職支援協定を締結することで、学生だけでなく保護者も含めた支援の強化に努めている。2025年度は、愛媛県と締結し、これにより就職支援協定を締結した自治体は18道府県となった（資料25-7-15）。 ■公務員対策講習は、社会学部教員、教育学部教員及び教務課と検討し、一部の講習について、学生が早期からキャリア形成に取り組む環境を整えることを目的として、2025年度から正課科目として開講した（資料25-7-16）。 ■障がいのある学生及び配慮学生への支援は、在学中から効果的・集中的に支援することを目的として、2025年度から毎月1回、京都新卒応援ハローワークの雇用サポーターによる学生面談を開始した。従来から実施している、コミュニケーションセミナーなどは、就職に対する不安軽減やコミュニケーションについて学ぶことを目的に、講師と内容を検討して継続している。また、障がい学生支援チームと連携し、学内図書館でアルバイトをすることによって、働く上で必要なことを理解する就労移行支援プログラムを構築し、就業体験に取り組んでいる（資料25-7-17）。
評価の視点13 〔その他支援〕	上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。		■課外活動団体については、課外活動を活性化させることを目標として、活動に対する支援策を構築してきた。公認の課外活動団体には専任教員が顧問となり、指導や助言を行っている。

			○ ○ ■2024年5月～2025年7月にかけて、大谷大学学生会が主体となり、学内カフェ運業者の協力のもと、学内一体による大学オリジナルサンドウィッチ制作を目的とした産学連携プロジェクト「大谷サンドwhichプロジェクト」を実施した。本学は、当該活動の円滑な進行のために学生会に対して全面的な支援を行い、本学学生・教職員延べ900名以上の協力を得ながら、2025年7月に大学オリジナルサンドウィッチ「OTNサンド」を完成させ、学内カフェで販売を開始した。当該活動は、単なる学生による商品開発にとどまらない、本学の建学の理念にも通じる「学内一体で共に考えていく」ということを大切な趣旨とし、活動に協力した多くの学生・教職員にとって、本学の特色及び大切にしているものを確かめられる取組となった。また、学生会の主体性を醸成し、学生会及び学生の活動がより盛り上がっていく一助として有意義なものとなった（資料25-7-18）。 ■第2次中長期プラン「グランドビジョン（2022～2031）」の「学生支援部門」において、「学生の主体的な活動を支援する諸制度の整備」を掲げている。学生会及び課外活動団体においてはCOVID-19の影響を受け、入部する学生が減少し、複数の団体が休部又は活動に支障をきたす状態となっていた。このような学生会等による活動が困難な状態を改善していくために、学生参画型の組織体を設置し、大学と学生会が一体となり学生会及び課外活動団体の課題等に取り組むため、2024年度より、学生支援委員会のもとに「学生支援検討会議」、「事務局会議」を設置した。また、学生会が主催し、本学に対する諸々の要望等について諮る「学生大会」について、コロナ禍によって長らく開催を中断していたが、2024年度に学生支援課のサポートのもと開催を実現し、本学の学修環境等の改善における、よりよい学生参画の一助となった。学生大会で諮り承認を受けた、本学に対する要望等については、学生支援検討会議にて協議・検討し、学生・教職員一体となった学修環境等の改善を図った。 ■学生支援検討会議は、2024年度の2025年1月31日に会議を開催し、2025年度は、2025年4月28日に第1回目、2025年9月24日に第2回目、2026年2月19日に第3回目、2026年3月27日に第4回目の会議を開催した。本会議では学生からの相談事項である「学生会プロジェクト」活動及び学生会要望書に対する回答書の検討などを審議した。また、事務局会議については、授業期間中は原則毎週開催し、授業期間外は必要に応じて開催して学生会の諸課題等について共有すると共に、解決に向けた調整等を行った（資料25-7-1）。
--	--	--	---

評価の視点14 〔学生の基本的人権の保障〕	ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。	○	○	■ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止にあたっては、「大谷大学人権委員会規程」を整備、その規程に基づいて「人権センター」を設置、人権センターのもとに「人権教育推進委員会」を置いて、人権に関する教育や研究及び啓発活動等を行っている（資料25-7-19～21）。 ■人権委員会は、本学における人権教育・研究に関する大綱を定める等、中心的な役割を担っている。人権センターには、本学の専任教員から人権センター長及び人権センター員を任命し、センター員がシフト制で人権センターに常在するほか、職員も配置している。人権センターは、学生や教職員から人権に関する相談を受ける場所となっているが、そのほかに学生相談室、保健室、総務部担当者も相談員として任命し、相談する人が安心して相談できる場所を選べる体制をとっている（資料25-7-22）。 ■人権センターに寄せられた人権問題のうち、事実確認等の調査が必要と判断した場合は、人権委員会の委員長である学監・副学長に報告の上、秘密裏に調査委員会を設置して調査が行われる（資料25-7-23）。なお、『学生手帳』やリーフレットを配布して、「ハラスメント防止のためのガイドライン」をはじめ、人権センターや相談窓口について学生・教職員への周知を図っている。2025年度より、教員のみを配置していた相談体制から相談業務専門家1名を加えた相談対応の充実を図った。
----------------------------------	--	----------	----------	---

評価項目②		学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。			
視点	内容	点検結果		当年度の評価項目に対する実施状況／前年度からの変更／その他特記事項 《箇条書きで記入／適宜、根拠資料を用いて説明》	
		前年度	当年度		
評価の視点1	学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	○	○	■学生支援に関する方針に沿って取組を適切に行い、それについて定期的に点検・評価を検証し、その結果をもとに改善・向上に結びつける仕組みについて、従来は教務課・学生支援課・キャリアセンター・教育研究支援課をはじめとした各組織が独自に目標管理制度や自己点検・評価、事業計画及び事業報告を利用して検証するというものであった。その仕組みに加え、2013年度には全学的な体制を構築した。具体的には、関係する各組織が当該年度に行った活動について、方針に基づいた活動ができているか否か、次年度に向けた改善点がないかどうか等をそれぞれ検証し、その内容を教育推進室、語学学習支援室運営会議、学生支援委員会が取りまとめ、改善すべき点について教育推進室、語学学習支援室運営会議、学生支援委員会から各組織に指示を出すという仕組みを構築している。	
評価の視点2	点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	○	○	■2025年度における成果としては、評価項目④-評価の視点12〔進路支援〕で記述したキャリア教育科目の刷新が挙げられる。履修対象学年を第1学年から第4学年とし、どの学年からでも始められるよう企図していたが、担当者からのミスマッチの課題が指摘された。早期からの段階的な履修モデルを学生に明示するため、開講科目を増やし2026年度より刷新することとなった（資料25-7-11）。「公務員対策講習」の正課科目化、障がいのある学生及び配慮学生を対象とした“働くことの体験と理解”を学内で実施する「就労移行支援プログラム」の実施についても検証を行いつつ取組を進めている（資料25-7-17）。 ■他にも、評価項目④-評価の視点13〔その他支援〕で記述した、大谷大学学生会が主体となり取り組んだ「大谷サンドwhichプロジェクト」の実施が挙げられる。またこの活動を学生が主体的・継続的に進め、大学がそれを支援していくための協議の場を学生支援検討会議とする規程改正を学生との協議の上、実施する予定である。この活動を通して、学生支援検討会議を大谷大学における学生参画の場として全学的に機能していくよう取組を進めていく（資料25-7-18）。 ■評価項目④-評価の視点13で記載した学生支援検討会議は、学生会の主体的な活動のなかから大学事務局と検討する正式な窓口を設置したいという希望と、学生参画のあり方を模索していた大学事務局との要望がマッチする中で設置された。少しずつではあるが、検討内容を拡張しつつ開催実績を増やしている。	

(3)長所・特色 | 問題点

基準7 学生支援

1) 長所・特色（あれば） ※成果を含む

No	自己点検・評価結果（長所・特色）			
1	点検項目	基準7	評価項目②	評価の視点2
	内容	■ 学生支援検討会議の活動は、2024年度に1回、2025年度には、2025年4月28日、9月24日、2026年2月19日、3月27日に計4回の会議を開催した。そこでは学生からの相談事項である「学生会プロジェクト」活動及び学生会要望書に対する回答書の検討などを審議した。したがって大学運営に学生が関わる機会としての「場」が機能し始めていると言える。		
	さらなる発展方策（あれば）	■ 特になし		
2	点検項目			
	内容	■ 特になし		
	さらなる発展方策（あれば）			

2) 問題点・課題（あれば）

No	自己点検・評価結果（課題）			
1	点検項目	基準7	評価項目①	評価の視点2
	対応組織	学生部会、障がい学生支援委員会、大学運営会議		
	内容	■ 本学障がい学生支援アドバイザーである村田淳京都大学准教授より、「支援すべき学生を迅速に相談・支援できる体制は整っている。しかし、今後ますます増加傾向にある配慮学生に対して安定した対応ができるように備えるべきである」という指摘を受けている。		
	改善計画・方策	障がい学生支援コーディネーターの位置づけを適正化し、役割の明確化などを進めていく必要がある。こうした基盤を整備しつつ、障がい学生支援というインフラの見直しや、マンパワーの確保についても継続的に検討していく必要がある。		
	全学的な措置	☐ 担当組織で改善可能 / ☒ 大学運営会議で全学的な調整が必要 / ☐ その他（ ）		
2	点検項目			
	対応組織			
	内容	■ 特になし		
	改善計画・方策			
	全学的な措置	☐ 担当組織で改善可能 / ☐ 大学運営会議で全学的な調整が必要 / ☐ その他（ ）		